

総合図書館図書館情報システム保守業務委託 仕様書

1 業務概要

業務名：総合図書館図書館情報システム保守業務委託

所在地：大仙市内8図書館ほか

履行期間：令和7年10月1日～令和8年3月31日

業務内容：図書館情報システムの保守

導入予定図書館情報システム：WebiLis V4 (FUJITSU)

図書館情報システム貸借開始日：令和7年10月1日

2 システム運用サポート・障害保守

(1) システム運用サポート

- ①秋田県内にSE拠点を置き、提供図書館システムを熟知したSEが運用サポートを行うこと。運用・変更に際しての相談・質問に対応すること。
- ②図書館システム運用に必要なマニュアルを整えること。
- ③土日祝日・夜間なども含めて受付可能な連絡ルートを確立すること。
また、トラブル時の対応については、図書館と協議し早期復旧に努めること。
- ④毎年の蔵書点検の際には、蔵書点検前に現地を訪問でのサポート、年度統計出力の作業時は都度の問い合わせ対応等の運用支援を行うこと。
- ⑤図書館の運用条件変更にとまなう区分コード追加作業は、図書館と協議の上で対応すること。
- ⑥必要に応じて、対面での打合せも可能なこと。

(2) 障害対応・クラウドサービス保守対応

- ①障害発生連絡を受付した際には、問診・原因切り分けを行うこと。
- ②クラウドサービス基盤は稼働状況を常時監視する仕組みを取り入れ、障害発生をいち早く察知して予防保守を行うこと。
- ③導入ソフトウェアの脆弱性が発覚した場合には、即時対応すること。
- ④ハードウェア、ソフトウェア等を全て一括コール窓口にて受付を行うこと。
- ⑤緊急保守対応は原則として開館時間全てを受付可能とする。
- ⑥障害対応の完了時は職員に報告を行うこと。

(3) 住民開放用インターネット端末の保守

住民開放用インターネット端末のソフトウェア保守を行うこと。

3 支払の方法

月額支払とし、受注者の請求に基づき、翌月に支払うものとする。

4 個人情報の保護及びセキュリティ対策

- (1) 受注者は「大仙市個人情報の保護に関する法律施行条例」及び「大仙市情報セキュリティポリシー」に則り、厳格なプライバシー保護対策及び滅失対策を講じること。また、契約書にも個人情報の取扱いについて記載すること。
- (2) 当館職員が指定する情報（秘密情報）は、当館職員の許可なく図書館外へ持出したり、複製したりしてはならない。また、本稼働前テスト環境情報及びテストデータ等を含め、本契約に当たって知り得た情報は、一切他に漏らしてはならない。
- (3) システム構築においても、個人情報を取扱うため、高いレベルのセキュリティ対策が必要である。「大仙市個人情報の保護に関する法律施行条例」、「大仙市個人情報の保護に関する法律施行細則」に十分配慮したシステムを構築すること。
- (4) データ通信のセキュリティ（暗号化）は TLS1.2 もしくは VPN を利用して暗号化すること。
- (5) システムの個人情報領域へのアクセスはログ履歴を蓄積し、万が一のトラブル発生時に本市職員自らが検索・抽出を行い追跡できる仕組みを用意すること。
- (6) Web 公開サーバには情報漏洩や改ざんを防ぐため、個人情報を保管しないこと。
- (7) 個人情報を管理するデータベースには暗号化を施すこと。
- (8) J-LIS 等の脆弱性診断により改善事項が指摘された際には、迅速に対策を講じること。
- (9) 各種機関から公表される脆弱性情報に注意し、随時対策することで安全性を維持すること。

【仕様書に関する質疑応答について】

- (1) 受付期間：令和7年7月25日（金）午後5時まで
- (2) 受付先：大仙市大曲上栄町2-16
大仙市教育委員会事務局総合図書館 岡田綾
TEL：0187-62-1012 FAX：0187-62-1023
- (3) 質疑の方法
①質問書は書面により受付先に提出すること。（ファックス可）

②質問書の様式は指定しないが、質問日、業務名、会社名、住所、代表者名、担当者名、電話番号、ファックス番号、質問内容をもれなく記載すること。

(4) 回答の方法

質問が提出された場合に限り、本業務における見積依頼書を送付した全ての者に対し、令和7年7月28日(月)午後3時までにファックスにより回答する。